

「市社協封筒（角2）」広告掲載仕様書

本会の封筒へ広告を掲載し、その掲載料をお支払いいただくものです。
広告の掲載を希望される企業・団体様は「広告掲載申込書」をご提出ください。
なお、申込数が4社を超えた場合は抽選により掲載業者を決定いたしますので、あらかじめご了承ください。

1 印刷部数

年間21,000部（社内全体）

2 使用期間

1年間（毎年9月頃～翌年8月頃）

3 封筒使用場面

郵送、会議・研修時の資料配付、各種イベントでの資料やグッズ配付 他

4 広告サイズ・料金

サイズ 縦100mm×横100mm以内／1枠

（封筒裏面）

5 広告料

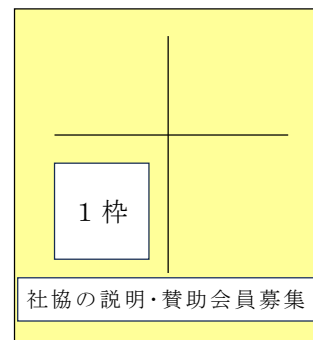
33,000円（税込）／1枠

6 印刷

封筒色：クリーム 文字色：緑

7 広告料の支払

封筒作成後に本会から請求書を送付（9月頃）



8 掲載できる広告の内容

「北九州市社会福祉協議会」の性格上、内容が福祉等の分野に関わるものや社会的信用のある企業等の宣伝に関わるものであって、品位を損なわないイメージ広告が望ましく、かつ、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 内容が不明確なもの、不快感を与えるもの、あるいは虚偽又は誤認されるおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 著しく営利性を帯びたもの
- (5) 政治性または宗教性のあるもの
- (6) 社会問題等についての主義主張
- (7) 事実でないのに市社協が広告の商品やサービスなどを奨励、あるいは保証しているかのような表現のもの
- (8) 関係法例に違反するか、もしくはそのおそれがあるもの
- (9) その他、北九州市社会福祉協議会の封筒に掲載することが適当でないと認めるもの

9 掲載広告（原稿）の作成

掲載広告については、原則として、完全版下原稿を本会が指定する期日までに提出してください。

完全版下原稿がない場合は、掲載広告の作成については全て本会に一任するものとします。

10 掲載場所

掲載場所については、本会に一任するものとします。